

野田市自主防災組織育成補助金交付  
規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

令和5年3月29日

野田市長 鈴木 有

## 野田市規則第21号

### 野田市自主防災組織育成補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市自主防災組織育成補助金交付規則（平成18年野田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 自主防災組織活動補助金（第14条—第24条）」を「第3章 自主防災組織等活動補助金（第14条—第24条）」に改める。

第1条中「自主防災組織に」を「自主防災組織及び準自主防災組織（以下「自主防災組織等」という。）に」に改め、「整備」の次に「に要する費用」を加え、「に必要な経費」を削り、「自主防災組織の」を「自主防災組織等の」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、住民が自主的に自治会等を単位として結成した組織であつて、市長に結成の届出をしているものをいう。
- (2) 準自主防災組織 前号の規定による届出をしていないが、自主防災組織に準ずる組織をいう。
- (3) 防災活動 次に掲げる活動をいう。
  - ア 防災訓練 初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導、被災者支援等の訓練をいう。
  - イ ながら防災訓練 自治会等の行事に合わせて行う防災訓練をいう。
  - ウ 防災・減災に係る図上訓練 地図、図面等を用いて災害対策を検討する訓練をいう。
  - エ 避難所運営委員会活動 避難所運営委員会の会議等に参加する活動をいう。
  - オ 資機材等の点検 自主防災組織が所有する防災活動に必要な資機材等

を常に良好な状態で使用できるよう維持管理することをいう。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項を削る。

第4条中「資機材等補助金の」の次に「区分、」を加え、「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の2項を加える。

2 資機材等の整備（1回目）に係る資機材等補助金の交付は、1の自主防災組織につき1回に限るものとする。

3 資機材等の整備（2回目）に係る資機材等補助金の交付は、一般財団法人自治総合センターの自主防災組織育成事業の助成を受けていない場合であつて、資機材等の整備（1回目）の交付を受けた日から5年を経過した日以後に、1の自主防災組織につき1回に限るものとする。

第6条中「前条の自主防災組織」を「申請者」に改める。

「第3章 自主防災組織活動補助金」を「第3章 自主防災組織等活動補助金」に改める。

第14条中「自主防災組織」を「防災活動を行った自主防災組織等」に、「その防災活動について補助金（以下「活動補助金」という。）」を「活動補助金」に改め、ただし書を削る。

第15条中「200円に自主防災組織を構成する世帯の数（以下「構成世帯数」という。）を乗じて得た額以内の額」を「別表第2のとおり」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、1年度につき1回に限り、別表第3に規定する運営補助額を加算することができる。

第16条中「自主防災組織」を「自主防災組織等」に、「野田市自主防災組織活動補助金交付申請書」を「野田市自主防災組織等活動補助金交付申請書」に改める。

第17条中「野田市自主防災組織活動補助金交付（不交付）決定通知書」を「野田市自主防災組織等活動補助金交付（不交付）決定通知書」に、「前条の自主防災組織」を「申請者」に改める。

第18条第1号中「自主防災組織」を「自主防災組織等」に改め、同条第2号中「防災訓練」を「防災活動」に改める。

第19条中「自主防災組織」を「自主防災組織等」に、「野田市自主防災組

織活動補助金変更申請書」を「野田市自主防災組織等活動補助金変更申請書」に改める。

第20条中「野田市自主防災組織活動補助金変更承認（不承認）通知書」を「野田市自主防災組織等活動補助金変更承認（不承認）通知書」に改める。

第21条中「防災訓練」を「防災活動」に、「野田市自主防災組織活動補助金実績報告書を」を「野田市自主防災組織等活動補助金実績報告書に参加者を確認できる書類を添付して」に改める。

第22条中「野田市自主防災組織活動補助金交付額確定通知書」を「野田市自主防災組織等活動補助金交付額確定通知書」に改める。

第23条第1項中「野田市自主防災組織活動補助金交付請求書」を「野田市自主防災組織等活動補助金交付請求書」に改める。

別表を次のとおり改める。

別表第1（第4条第1項）

区分	補助対象経費	補助金の額
資機材等の整備（1回目）	消火器、担架その他市長が必要と認めるものの整備に要する経費	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、200,000円に、1,800円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。
資機材等の整備（2回目）		補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、100,000円に、900円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第15条）

防災活動の内容		活動補助金の額
防災訓練	初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導、被災者支援等のうち2種類以下の訓練を実施した場合	200円×参加人数（1年度につき2回目以降の参加者は、算定しないものとする。）
	初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導、被災者支援等のうち3種類以上の訓練を実施した場合	250円×参加人数（1年度につき2回目以降の参加者は、算定しないものとする。）
ながら防災訓練		100円×参加人数（1年度につき2回目以降の参加者は、算定しないものとする。）
防災・減災に係る図上訓練		300円×参加人数
避難所運営委員会活動		250円×参加人数
資機材等の点検		1回につき5,000円（1年度につき2回までに限る。）

別表第3（第15条）

自主防災組織等の加入世帯数	運営補助額
50世帯以下	5,000円
51世帯以上100世帯以下	10,000円
101世帯以上150世帯以下	15,000円
151世帯以上200世帯以下	20,000円
201世帯以上250世帯以下	25,000円
251世帯以上300世帯以下	30,000円
301世帯以上350世帯以下	35,000円
351世帯以上400世帯以下	40,000円
401世帯以上450世帯以下	45,000円
451世帯以上	50,000円



附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。